

第4回エコツアーリズム推進会議 幹事会資料

エコツアーリズム憲章・・・・・・・・・・・・・・・・	2
エコツアー総覧・・・・・・・・・・・・・・・・	5
エコツアーリズム大賞・・・・・・・・・・・・・・・・	20
エコツアーリズム推進マニュアル・・・・・・・・	30
モデル事業・・・・・・・・・・・・・・・・	36

参考資料1．エコツアーリズムの取り組み状況

1. エコツーリズム憲章

(0) 第2回推進会議での意見・感想

- ・憲章の「目的」のところで、「特に旅行者に対して分かりやすく表示する」と書いてあるが、昔と違い旅行者と一口に言っても年齢層などによってその行動や目的は違っている。もっときめ細かく考える必要があるのではないか。(佐藤委員)

(1) 目的

- ・エコツーリズムの基本理念や行動指針、理想的なあるべき姿を、行政、民間事業者、ボランティア、地域住民や一般国民など様々な立場の人に、特に「旅行者」に対して分かり易く提示する。
- ・上記のような様々な立場の人が一つの憲章を共有することで、連帯と連帯意識を醸成する。
- ・事業や行動の展開の中で迷ったときに、立ち戻る原点と位置づける。
- ・エコツーリズムに国を挙げて取り組む姿勢を内外に示す。

(2) 基本的考え方

- ・旅行者、行政、民間事業者、ボランティア、地域住民や一般国民などすべての人がエコツーリズムに関わりがあることを理解し、エコツーリズムを推進していくために「基本理念」および「行動指針」を提示する。

(3) 方法

- 1) 提唱主体
 - ・エコツーリズム推進会議において議論を経て、制定する。
- 2) 文章の構造
 - ・既存のほとんどの「憲章」と同様に「前文」+「箇条書きからなる主文」の形式とし、前文で基本理念を、主文で行動指針を示す。
- 3) 分量と普及方法
 - ・関連するポスター、看板、出版物等に掲載しやすくして、広く周知を図

るために、出来る限り 1 ページの中に収まるようにする。

4) スタイル

- ・エコツーリズムは、全ての組織・人が関係者であるという趣旨を含めつつ包括的内容とするものの、旅行者に対して語りかけるように分かり易く記述する。

(4) 構成案

前文

● 憲章制定の背景と基本理念

- ・経済発展と効率優先で失われた豊かな自然と地域文化

< 地域 >

- ・地域の自然や文化は、心のよりどころ
- ・エコツーリズムは地域の個性的な魅力づくりの手段
- ・地域社会への貢献
- ・地域づくりの自律化

< 観光 >

- ・自然や文化へのより深い理解のための観光
- ・深い理解は自然や文化を愛することに繋がる
- ・エコツーリズムは、満足度を高め、観光の質の変容を促す

< 環境保全 >

- ・自然と文化は次世代に受け継ぐべき財産
- ・エコツーリズムは環境保全・管理を内包

< 全ての人が関係者 >

- ・国民全てが関係者で、それぞれ役割を持つ
- ・全ての人の協働、連携、協力

● エコツーリズムの概念の説明

- ・自然と文化を理解する観光
- ・環境保全
- ・地域の活性化
- ・以上、三要素の関連（循環、永続的な達成）

● 憲章制定の目的（連携、協力のための共通認識の形成）

本文

< 地域との関係 >

- ・ 地域文化の尊重
- ・ 地域への貢献
- ・ 地域の参加
- ・ 地域の素材の活用

< 観光のあり方 >

- ・ 深い理解に基づく観光
- ・ 教育的、解説的観光プログラムの実施
- ・ 調査研究と教育・訓練

< 自然環境保全のあり方 >

- ・ 自然環境保全は全ての人の務め
- ・ 環境への負荷軽減手段の選択
- ・ 環境の継続的管理
- ・ 環境教育の普及

< エコツーリズム推進のための連帯 >

- ・ 全ての人が役割と責任を自覚
- ・ 連帯と協力
- ・ 長期的、持続的視野に立った戦略と実践

(5) 現況

- ・ 構成案と憲章事例を提示して、文筆家に草稿作成を依頼中。

２．エコツアー総覧

（０）第２回推進会議での意見・感想

- ・時代の流れとともに事業における環境のウエイトは高まってきている。各地でどのような取り組みがされているのかの把握が重要であり、エコツアー総覧はその出発点となるものだが、本会議の考え方をふまえているもののみを掲載するという啓蒙的なもので良いのか。やる気のある活動の芽をつぶさないことが大事。推進方策は実施しながら柔軟に改良を加えていく必要がある。（澤井委員）
- ・エコツーリズムは進め方によっては対極にあるマスツーリズムになってしまうという懸念を持っている。エコツーリズムのエッセンスは、商売（利益）と保全の両立にあり、推進方策でもこれを明確に打ち出すべきである。エコツアー総覧の掲載基準として、「努力を払っている」という程度ではなく、「保全の仕組みがある」というものを設けてほしい。（星野委員）
- ・エコツアー業者の全てが良心的ではなく、悪貨が良貨を駆逐するような状態になってエコツアーによる環境破壊が問題となっている。まず保全を第一に考え、次にビジネスを考えるべき。このことから、エコツアー総覧に掲載されたツアーは事後チェックが必要である。（堀内委員）

（１）目的

- ・全国で展開されているエコツアー情報をインターネットにて公開することにより、旅行者が情報に効率的かつ素早くアクセスできるようにする。
- ・推進会議において掲載基準を設けることにより、エコツアーとして認めるレベルをもったツアーを掲載する。
- ・旅行者がエコツアーを自分の旅行スタイルとして選択できるように内容を紹介し、エコツアーへの参加を誘導する。
- ・情報提供者間での情報交換や連携などにより、よりよい棲み分けや競争、連帯意識の醸成を促し、日本におけるエコツーリズムの質の向上を図る。

(2) 基本的考え方

- ・「エコツアー総覧」として、全国で実施されているエコツアーおよびエコツアーを提供する宿や交通機関の網羅的な情報を提供する。
- ・掲載ツアーについては、エコツーリズム推進会議において討議されたエコツーリズムの考え方をふまえているという自覚をもち、かつ提示する最低限の基準をクリアすることを条件とする。
- ・エコツアープログラム推奨制度等とのリンクを図り、質的評価も提示できるようにする。
- ・将来的には外国語による表記も行い、海外からのアクセスも可能とする。
- ・サイト自体を環境省その他のサイトとリンクさせることにより、利用者の利用便益と情報提供者へのインセンティブを確保する。

(3) 掲載対象

エコツーリズムの実現を目指し() 下記の条件に合致するものを対象とする。

1) エコツアー部門

往復旅程を含むツアー

次の要件を満たすものを掲載の必須条件とする。

- ・出発から解散までの一連の流れを以て実施されること
- ・実施する日時や期間が決まっていること
- ・利用者の安全管理と快適性に配慮していること
- ・訪問地域の自然や文化、生活の知恵などの体験・理解を目的としていること
- ・地域に精通し、体験に必要な技術を身につけたガイドが案内を行うこと(必須)
- ・訪問する地域の自然や文化、住民の暮らしへの配慮や保全への協力のしくみが組み込まれていること(必須)

掲載対象とするツアーは、原生的な自然地や里地里山の身近な自然地で行われ、次のいずれかに該当するものとする。

- ☐ アウトドア・アクティビティを楽しむ
- ☐ 自然の恵みをゆったりと享受する
- ☐ 自然学校等での環境教育を受ける
- ☐ 里地里山の自然や文化を体験する
- ☐ 農林漁業などの生業体験を通じて自然と触れ合う

□環境保全ボランティアに参加する 等

旅先で参加できるツアー

次の要件を満たすプログラムを掲載の必須条件とする。

- ・ 訪問地域の自然や文化、生活の知恵などの体験や理解を目的としていること
- ・ とくに実施日を限定せずに各地域で用意され、地域の団体やガイドなどによって運営されていること
- ・ インタープリターが案内を行うこと（セルフガイドは含まない）
- ・ プログラムの中に、訪問する地域の自然や文化、住民の暮らしに配慮し、保全に協力するしくみが組み込まれていること

掲載対象とするプログラムの内容は次のいずれかに該当するものとする。

- アウトドア・アクティビティを体験する
- 自然の恵みをゆったり体感する
- 自然学校等での環境教育を体験する
- 里地里山の自然や文化を体験する
- 農林漁業などの生業体験を通じて自然とふれあう
- 環境保全ボランティアを体験する

2) 宿泊施設部門

エコツーリズムが実施されている地域にある宿泊施設で、次のいずれかにあてはまるものを掲載対象とする。

- ・ 地域の自然や文化の保全に配慮して設計されている
- ・ 地域の自然や文化の保全に配慮して運営されている
- ・ 地域で行われているエコツアーや体験プログラムを実施、または紹介している
- ・ 計画・運営に際して住民の参加や協力を得ている

3) 交通機関部門

エコツーリズムが実施されている地域において運行している交通機関で、次のいずれかに適合するものを掲載対象とする。

- ・ 地域の自然や文化の保全に配慮して運営を行っている（低公害型バスやパーク＆ライドなど）
- ・ 地域で行われているエコツアーや体験プログラムに組み込まれている
- ・ 乗物中で地域の自然や文化などについてのインタープリテーションを提供している

() エコツーリズムの考え方

(第1回推進会議資料「エコツーリズムに関する国内外の取組みについて」p.2より)

エコツーリズムとは、

自然の営みや人と自然との関わりを対象とし、それらを楽しむとともに、
その対象となる地域の自然環境や文化の保全に責任を持つ

観光のあり方である。

そのことにより、

旅行者に対しては、自然や地域に対する理解が深まり知的欲求を満足させる
地域資源に対しては、自然環境が保全され、または向上する

観光業に対しては、新たなニーズに的確に対応し、新たな観光需要を起こす
ことができる

地域社会に対しては、雇用の確保や、経済波及効果、住民による地域の再発
見により、地域振興につながる

などの効果をもたらすものである。

(4) 内容

1) サイトの設計方針

- ・ サイトの名称を「全国エコツアー総覧」とする。
- ・ 上記 ~ の事業の実施者による情報投稿によりデータベースを作成し、公表する。
- ・ 投稿者の登録をウェブ上で受け付け、募集情報に合致する事業を実施し、サイトの規約を遵守する者を投稿者として認め、ID 及びパスワードを発行する。投稿情報は、登録者から受け付ける。
- ・ 投稿条件に合致した情報であれば、それ以上の質的なレベルの評価は行わず投稿を受理するが、場合によっては掲載を拒否する場合もある。
- ・ 情報閲覧は、時系列・地域別・ジャンル別による一覧表および検索システムによって行い、一覧表から個別情報を引き出せるようにする。
- ・ ツアー等のように実施期間が限定されるものは、掲載期間を設定し、超過したものは削除する。
- ・ 将来的には、日本語以外の言語での紹介や、掲載情報の評価システムを付加させる。
- ・ 年間の掲載情報をとりまとめ、「〇〇年度エコツアー年鑑」として希望者に頒布する。
- ・ 環境省や国土交通省など推進会議関係者のホームページ等とのリンクを張り、アクセス窓口を多く設定する。

2) 掲載情報の募集方法

- ・「募集要項」を作成し、セットアップ時まで全国情報を収集する。
- ・情報募集の告知先案：

全国自治体（都道府県・市町村）
 各省庁ホームページ（エコツーリズム推進会議メンバー省庁）
 自然保護関連団体（日本自然保護協会、日本環境教育フォーラム他）
 エコツーリズム関連団体（日本エコツーリズム協会、各地エコツーリズム協会他）
 観光関連団体（日本旅行業協会、全国旅行業協会、日本観光協会、日本交通公社他）
 旅行業者（各旅行業者）

- ・パンフレットを作成し、適宜配布する。

5) エコツアー総覧開設までのスケジュール

月日	コンテンツ作成	システム設計	サーバー設定	管理運営
4	募集告知作成	(委託先決定)	(委託先決定)	体制
		設計開始		
5		↓	契約開始	
		↓	↓	
6	告知・募集開始	↓	↓	
	↓	試行	↓	
7	↓	↓	↓	
	↓	開設		

6) 募集要項記載項目案（別紙）

7) 事業者登録フォーマット案（別紙）

8) 投稿フォーマット案（別紙）

(5) 体制

- ・エコツーリズム関係府省連絡会が継続する3年間は、同会との連携を保ち、情報提供の円滑化や運営上の課題解決などを図る。

全国エコツアー総覧 募集要項

あなたの地域や組織で実践しているエコツーリズムへの取り組みをご紹介します。

エコツアー・体験プログラム・宿・交通機関の情報をお寄せ下さい！！

「エコツアー総覧」とは

- 旅先で、その土地ならではの資源や人と出会う体験は、地域との関わりの忘れがたい記憶を旅人に残し、自然や地域を愛する心を育てます。
- エコツアーは、各地域の自然や、自然と共に生きる人々の暮らしや文化とふれあい、楽しむ旅のかたち。
- 「全国エコツアー総覧」は、全国でエコツアーを提供している地域や事業者と旅人とをつなぐ、インターネット版エコツアー情報サイトです。

皆さんの情報で作るサイトです。

- 「全国エコツアー総覧」は、エコツアーや、地域で実施している体験プログラム、エコツアーに適した宿、環境に配慮した交通などの情報を皆さんに提供していただくことによって成り立つサイトです。
- 旅行者は、このサイトを見て自分のスタイルに合ったツアーや宿、交通機関などを知り、自分の好みに合ったツアーや、すぐれたエコツアーを選ぶことができます。ツアーの主催者は、他の地域のツアーを見て参考にすることができるでしょう。
- 「全国エコツアー総覧」は、日本全国で、より質の高いツアー体験の提供と、旅人の参加の機会が増えていく、そんなサイトを目指しています。

掲載対象

- 掲載対象は次の4部門に分かれています。
 - エコツアー部門 往復の旅程を含む総合的ツアー
 - エコツアー部門 旅先で参加できるツアー
 - エコツーリズムをめざす宿泊施設部門
 - エコツーリズムをめざす交通機関部門

1 . エコツアー部門

往復の旅程を含む総合的ツアー

- 次の要件を満たすものを掲載の必須条件とします。
 - 出発から解散までの一連の流れを以て実施されること
 - 実施する日時や期間が決まっていること
 - 利用者の安全管理と快適性に配慮していること
 - 訪問地域の自然や文化、生活の知恵などの体験・理解を目的としていること
 - 地域に精通し、体験に必要な技術を身につけたガイドが案内を行うこと（必須）
 - 訪問する地域の自然や文化、住民の暮らしへの配慮や保全への協力のしくみが組み込まれていること（必須）
- 掲載対象とするツアーの内容は、原生的な自然地や里地里山の身近な自然地で行われる、次のいずれかに該当するツアーとします。
 - アウトドア・アクティビティを楽しむ
 - 自然の恵みをゆったりと享受する
 - 自然学校等での環境教育を受ける
 - 里地里山の自然や文化を体験する
 - 農林漁業などの生業体験を通じて自然とふれあう
 - 環境保全ボランティアに参加する 等

2 . エコツアー部門

旅先で参加できるツアー

- 「エコツアー総覧」では次の要件を満たすプログラムを掲載対象とします。
 - 訪問地域の自然や文化、生活の知恵などの体験や理解を目的としていること
 - とくに実施日を限定せずに各地域で用意され、地域の団体やガイドなどによって運営されていること
 - インタープリターが案内を行うこと（セルフガイドは含まない）
 - プログラムの中に、訪問する地域の自然や文化、住民の暮らしに配慮し、保全に協力するしくみが組み込まれていること
- 掲載対象とするプログラムの内容は次のいずれかに該当するものとします。
 - アウトドア・アクティビティを体験する
 - 自然の恵みをゆったり体感する
 - 自然学校等での環境教育を体験する
 - 里地里山の自然や文化を体験する
 - 農林漁業などの生業体験を通じて自然とふれあう
 - 環境保全ボランティアを体験する

3 . 宿泊施設部門

- 「エコツアー総覧」では、エコツーリズムが実施されている地域にある宿泊施設で、次のいずれかにあてはまるものを掲載対象とします。
 - 地域の自然や文化の保全に配慮して設計されている
 - 地域の自然や文化の保全に配慮して運営されている
 - 地域で行われているエコツアーや体験プログラムを実施、または紹介している
 - 計画・運営に際して住民の参加や協力を得ている

4 . 交通機関部門

- 「エコツアー総覧」では、エコツーリズムが実施されている地域において運行している交通機関で、次のいずれかに適合するものを掲載対象とします。
 - 地域の自然や文化の保全に配慮して運営を行っている（低公害型バスやパーク＆ライドなど）
 - 地域で行われているエコツアーや体験プログラムに組み込まれている
 - 乗物中で地域の自然や文化などについてのインタープリテーションを提供している

応募資格

- このサイトでいうエコツーリズムとは、自然の営みや人と自然の関わりを楽しむとともに、その対象となる自然環境や文化の保全に責任をもつ観光のあり方のことです。
 - そのことにより、旅行者の知的欲求を満足させ、自然環境の保全・向上が図られ、地域の雇用確保や経済波及効果、住民による地域の再発見などが促されることをねらいとしています。
- このサイトには、エコツーリズムの実現を目指し、4つの応募対象のいずれかに関する取り組みを実施している地域団体または事業者で、サイトの規約を遵守する者であれば、個人・法人を問わず、誰にでも応募資格があります。

応募方法 <http://ecotour-jp.com> (仮)

- 情報の投稿を Web 上で受け付けます。

<http://ecotour-jp.com>

- 手順は次の通りです。

- サイト (<http://ecotour-jp.com>) にアクセスし、指示に従って投稿して下さい。
 - 「規約」を読む。同意すれば以下の手順で投稿できます。
 - 投稿者登録フォーマット(*1)に書き込み -->>送信
 - ID, Password を取得
 - ID, Password でアクセスし、情報提供フォーマット(*2)をダウンロード
 - フォーマットに書き込み「エコツアー総覧受付」に送信(eco@tour-jp.com)

- 投稿するには投稿者登録が必要です。登録者以外は情報の投稿ができません

- 投稿していただくためには、まず「投稿者登録」をしていただきます。これは情報の信頼性や正確性を高めるためのものです。皆さんが設定する ID と、サイト管理者が発行するパスワードを発行しますので、これらを使い情報登録・修正を行っていただくことになります。
- 投稿していただく方は、その情報登録に責任を持てる主催者、企画者、発行、発売、販売、宣伝などを行う当事者に限ります。部外者が推薦というかたちで情報を登録した場合、その情報の信頼性や正確性に疑問が生じる可能性があるからです。

- 投稿および掲載は無料です。

- 検索項目にあるキーワードに合致する情報であれば、自由に登録できます。
- ただし、情報登録希望があっても、エコツアーと呼ぶには該当しないとサイト管理者が判断した場合は、断りなく掲載情報を削除する場合があります。

- 掲載情報の著作権は提供者に帰属しますが、サイト管理者にも使用权が存在します。

- 利用規約を必ずお読みください。

応募受付開始

- 平成 16 年 6 月 〇 日 (火) 10 : 00AM より

投稿者登録ページ

- ・投稿希望者登録のためのページです。
- ・「 」は必ずご記入ください（省略不可）。その他の項目もできる限りご記入下さい。
- ・ログイン用IDは、今後、情報の登録、変更、更新を行うためのあなたの認識IDです。
- ・ログイン用IDと、登録後にメールでお送りするパスワードで情報の登録・更新ができるようになります。
- ・なお、項目のところに「公開」とある項目は、情報公開時に同時に掲載させていただく情報です。不都合がある場合は、「公開不可」をチェックしてください。

1. 登録者情報を入力して下さい

登録者のお名前（ ）		登録者ご本人名
ふりがな（ ）		全角カタカナ
ログイン用のID（ ）	任意の半角英数字6文字以上	情報の登録、変更、更新時に必要です。
登録者の性別	○男 ○女	
生まれた年		
登録者メールアドレス（ ）		半角英数字で。非公開です。
登録者メールアドレス再入力（ ）		確認のために、再度入力して下さい。

2. 登録組織・団体情報を入力して下さい

登録したい組織・団体名（ ）		
フリガナ（ ）		
登録したい組織・団体の種類（ ）	選択して下さい	
開業年（西暦）		開業年・設立年をお書き下さい。
郵便番号（ ）		7桁で記入して下さい
都道府県名（ ）		選択して下さい
住所1（ ）		住所（郵便番号、都道府県名を除く）
住所2		団体名・会社名・部署名など（登録者名は除く）
電話番号（ ）【公開】		登録者に直接連絡できる電話番号を記入して下さい
：内線		半角英数字（無しの場合は記入不要）
	○公開可 ○公開不可	
問い合わせFAX【公開】		
	○公開可 ○公開不可	
メールアドレス（ ）		
	○公開可 ○公開不可	
ホームページ【公開】		
主な活動内容		

3. エコツーリズムについてのアンケートにお答え下さい

あなたの団体はエコツーリズムの考え方に賛同しますか？	○はい ○いいえ	
あなたの団体はエコツーリズムの実践に取り組んでいますか？	○はい ○いいえ	
あなたの団体のエコツーリズムとの関わりについて自由にお書き下さい。		
エコツーリズムとは、自然の営みや人と自然の関わりを楽しむとともに、その対象となる自然環境や文化の保全に責任をもつ観光のあり方のことです。そのことにより、旅行者の知的欲求を満足させ、自然環境の保全・向上が図られ、地域の雇用確保や経済波及効果、住民による地域の再発見などが促されることをねらいとしています。		

投稿・情報更新ページ

ID ()	(入力)
パスワード ()	(入力)
パスワードを忘れたときは、 右にE-mailアドレスを記入して 下さい。	(入力)
投稿したい情報のカテゴリー	(入力) 選択して下さい

1. エコツアー

概要

1 ツアー名称 ()		
2 実施時期 ()	開始時期	月より
	終了時期	月まで
3 出発日 ()	記述	
4 ツアー日数		
5 出発地 ()	選択して下さい	
6 訪問先 ()		
7 参加料金		円より
8 主催者	(登録投稿者名が表示されている)	
9 連絡先	(登録投稿者名が表示されている)	
10 情報URL		

掲載希望期間

開始	年	月
終了	年	月

内容

- 1 ツアーカテゴリー ()
- アウトドア・アクティビティを楽しむ
 - カヌー ○ トレッキング ○ 登山 ○ スキー ○ 釣り ○ その他
 - 自然の恵みをゆったりと享受する
 - 自然学校等で環境教育を受ける
 - 里地里山の自然や文化を体験する
 - 農林漁業などの生業体験等を通して自然とふれあう
 - 環境保全ボランティアに参加する

2 活動内容 ()

--

- 3 必要な体力レベル()
- 体力はとくに必要としない
 - ふつうの体力
 - 健脚向き

- 4 バリアフリー対応はありますか？(チェックして下さい)()

- あり
- なし

- 5 対応可能な言語は？(チェックして下さい)()

- 日本語
- 英語
- 韓国語
- 中国語

- 6 ツアーのアピールポイント

訪問先の自然や文化の理解を深めるために工夫していること、安全性と快適性の確保のために配慮していること、ガイドの技術や特徴、地域の自然や文化、生活への配慮や保全への協力など、旅行者にアピールしたいことを自由にお書き下さい。

- 7 取得している資格・認証・推奨があればお書き下さい

- 8 活動のイメージ写真

投稿・情報更新ページ

ID ()	(入力)
パスワード ()	(入力)
パスワードを忘れたときは、 右にE-mailアドレスを記入し て下さい。	(入力)
投稿したい情報のカテゴリー	(入力)

2. 宿泊施設

名称等 ()

1 名称

2 所在地

3 連絡先

4 宿泊施設の種類

5 料金設定

郵便番号 (選択)	都道府県 (選択)
市町村以下 (記入)	
TEL	投稿者情報を出しておく
FAX	投稿者情報を出しておく
E-mail	投稿者情報を出しておく
URL	投稿者情報を出しておく
選択	
入力	

掲載希望期間 ()

開始

終了

	年		月
	年		月

内容

1 あなたの宿はエコツーリズムの実践として、どのような取り組みをしていますか？
(チェックして下さい) ()

- 地域で行われているエコツアーや体験プログラムを実施、
または紹介している
- 地域の自然や文化の保全に配慮して設計されている
- 地域の自然や文化の保全に配慮して運営されている
- 計画・運営に際して住民の参加や協力を得ている

2 アピールポイントを自由にお書き下さい

--

3 バリアフリー対応はありますか？（チェックして下さい）（ ）

○あり

○なし

4 対応可能な言語は？（チェックして下さい）（ ）

○日本語

○英語

○韓国語

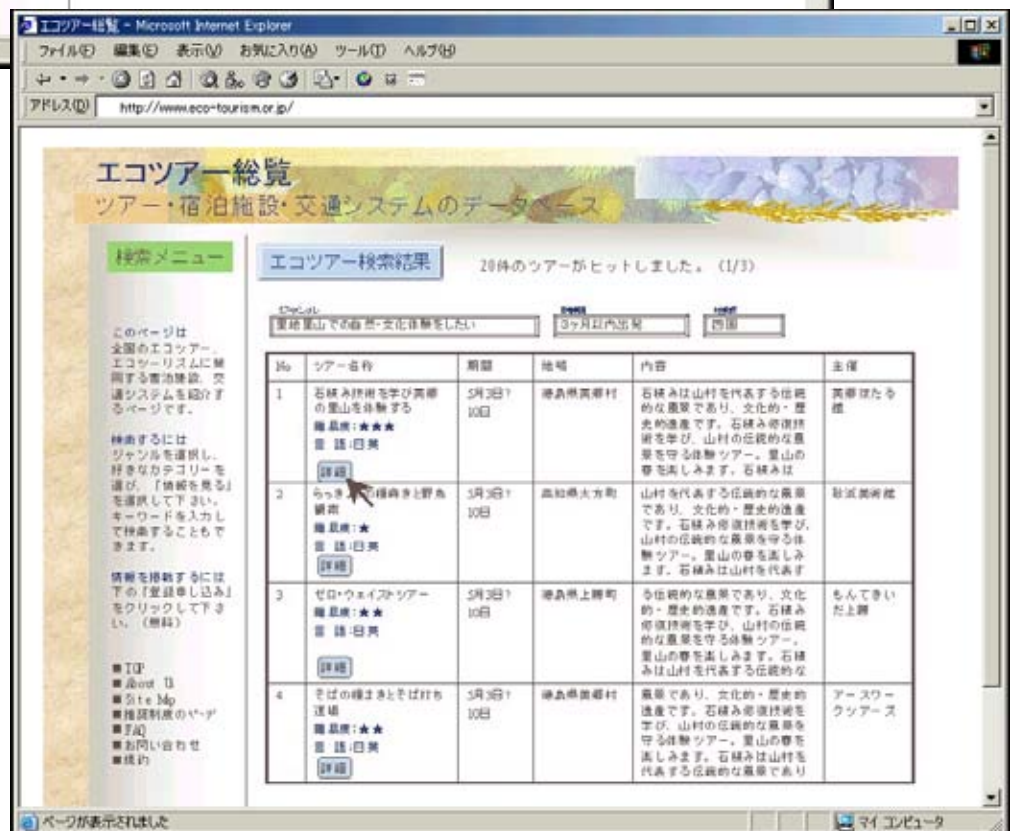
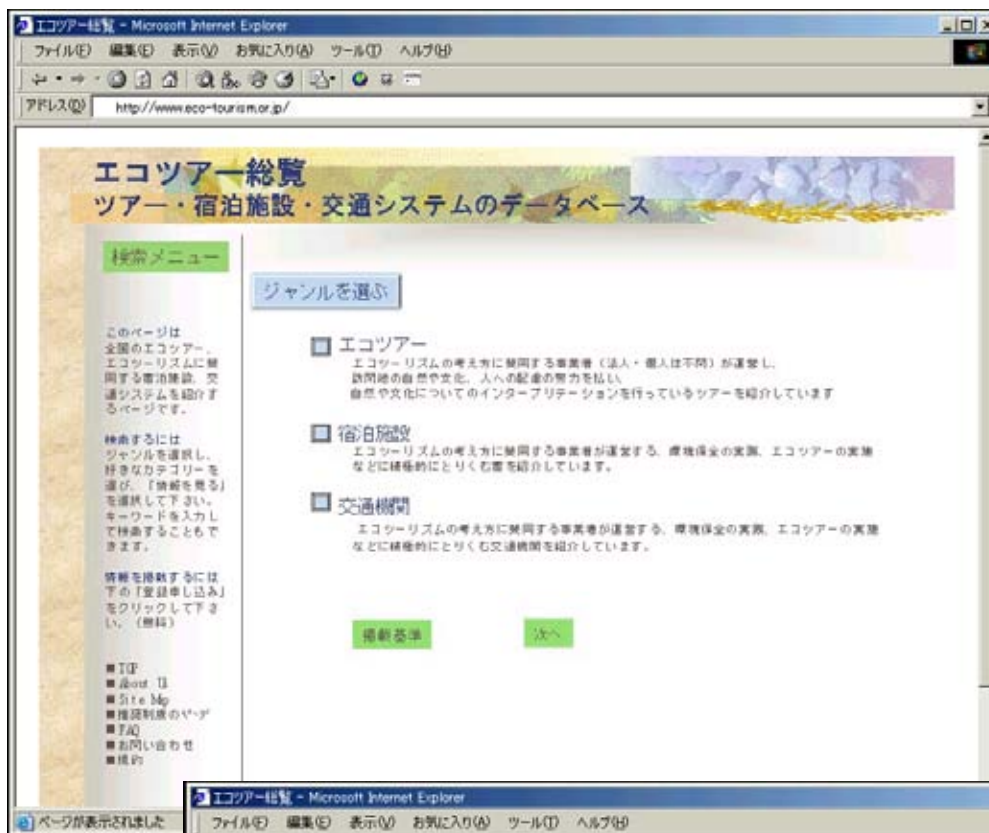
○中国語

5 取得している資格・認証・推奨があればお書き下さい

6 施設のイメージ写真

--

ページ・イメージ



3．エコツーリズム大賞

(0) 第2回推進会議での意見・感想

- ・本会議で目指すエコツーリズムとは、体験観光の域を越えて社会の変革を促す可能性もあるものと認識している。海外の一部の国では、エコツーリズムは富裕層の観光と認識され、地域の参加が得にくい状況にある。ごく普通の人々が参加できるしくみづくりこそがエコツーリズムだということを強くアピールするために、エコツーリズム大賞を活用すべき。ツーリズムが地域でどのようにつくられたかという視点を持って大賞を選んで欲しい。(広瀬委員)
- ・最近の地域振興では、集落や公民館単位でのエコツーリズムの動きさえあり、NPOの活動が果たす役割も大きい。もはや行政ばかりではないのであり、エコツーリズム大賞の対象やエリアはそういった点も考えないといけないのではいか。また、エコツーリズム大賞やモデル事業で示した取り組みが全国でそのままそっくり鵜呑みにされるのではなく、どこを見習うべきなのか明確に示すべきである。全国共通的なものと、地域ごとに考えるべきものという区別も必要であるし、大賞やモデル事業の考え方はもう少し議論して欲しい。(大野委員代理・田中氏)

(1) 目的

- ・エコツーリズムの展開に向けた各地域での取組や努力のバリエーションやユニークさを示し、地域づくりや環境への配慮、ツアー実施のあり方などについての参考事例を普及する。
- ・関係者の努力が評価されることにより、さらなる持続や質の向上への意欲を与える。
- ・選定された者同士の間での連携や情報交換などによる、さらなるブラッシュアップや連帯意識の醸成を促す。

(2) 基本的考え方

- ・保全利用協定、ガイド認定システム、地域における組織づくり、環境へ

の配慮においてすぐれた宿泊施設や交通機関などのような、より良いエコツーリズムを目指して良質なとりくみを進めている事業者や地域や施策を一般国民に広く推奨、紹介する。

- ・必ずしもベストでなくても、さまざまな観点から推奨できる取組みを紹介することにより、環境保全努力や観光の質の向上を図る。
- ・受賞者は表彰式において表彰されるとともに、モニターツアーの開催（受賞者主催）記者会見の実施、ウェブサイトや冊子の発行等により公開する。

（３）方法

１）募集方法

- ・自治体や機関誌、観光や地域づくり関連団体の HP 等を通じて「募集要項」と「推薦依頼」を配布し、公募と推薦により募集する。

２）応募要領

応募資格

- ・自治体、地域の組織団体（法人格の有無を問わない）事業者

応募対象

- ・エコツーリズムに関わる以下に該当する活動の実践事例を対象とする。
 - エコツーリズムに関わる推進団体の設立
 - 保全利用協定やガイドライン等のルール
 - ガイド認定システム等の人材育成のしくみ
 - 宿泊施設や交通機関などにおける環境への配慮
 - エコツアー等の情報提供のしくみ
 - エコツアーへの住民参加のしくみ
 - 環境保全や地域振興への観光収益の還元システム
 - エコツアーにおけるゴミ軽減、環境保全などの環境配慮のしくみ
 - エコツーリズム全体の運営システム 等

３）審査方法

- ・環境省が設置する「エコツーリズム大賞審査委員会」にて審査を行い、毎年すぐれた数例を選定する。
- ・受賞対象の絞り込みは書類による審査を基本とする。
- ・表彰に際してはとくに内容によるジャンルを設けない。
- ・選定されたものを「賞」とし、受賞対象のうちとくに優れたものを「大

賞」とする。

- ・ 回ごとのオプションとして特別賞（ex 環境大臣賞、サステナビリティ賞、バリアフリー賞等）を適宜設ける。

4）審査にあたっての視点の例（詳細は次ページ以降）

- ・ 例えば下記のような選考基準を設け、審査の結果〔講評〕を公開する。

事業者（ツアー事業者、宿泊施設、観光施設、交通機関等）

- a．良質なプログラムが提供されているか
- b．資源管理・保全への努力が図られているか
- c．地域内の連携や協力体制がとられているか

地域団体（自治体、公民館等自治組織、地域団体、地域 NPO 等）

- a．エコツアー支援体制がとられているか
- b．地域での資源管理・保全が図られているか
- c．持続のための仕組みが構築されているか

5）公開方法

- ・ 選定されたとりくみは、毎年開催されている自然公園大会等の機会を利用して公表し、表彰を行う。
- ・ 国民がアクセスしやすいようウェブサイトで公開し、とりくみの内容を紹介する。事業者のホームページや各地域のポータルサイトへのリンクを張り、参加しやすいようにする。
- ・ 毎年の選定対象を「エコツーリズム年鑑」として小冊子にまとめて出版する。

6）運営体制

- ・ エコツーリズム大賞選定委員会を設置する。

7）スケジュール

- ・ 平成 17 年 3 月に第 1 回表彰式を開催することとする。

審査にあたっての視点

事業者（ツアー事業者、宿泊施設、観光施設、交通機関等）

a．良質なプログラムが提供されているか

- ・プログラムの自然や文化に対する解説の質が高い
- ・プログラムにおいて、環境教育とエンターテインメント性のバランスが良い
- ・ユニークなプログラムを実施している
- ・天候や季節の変化や参加者の種類等に応じた柔軟な対応ができる仕組みがある
- ・社会的弱者が参加できる体制になっている
- ・安全性のチェック体制や緊急時対応マニュアルがあり、定期的な訓練も実施
- ・プログラム開発のための調査・研究体制がある
- ・地域の自然や文化を解説した冊子を作成または準備している
- ・ガイド技術の質向上のための研修や講習などが行われている
- ・構成員が各種ガイド資格を得るための推奨制度がある
- ・参加者からの反応や評価を改善に反映させる仕組みがある

b．資源管理・保全への努力が図られているか

- ・事業者が運営する施設自体でも環境負荷軽減への取り組みがなされている
- ・環境をモニターして、プログラムや参加人数の上限を変更する仕組みがある
- ・生態系や動植物を調査・研究し、環境との付き合い方を改善している
- ・収益の一部を環境保全に還元している
- ・参加者・利用者が環境に配慮した行動ができるよう事前に必ず説明をしている
- ・各プログラム内で、環境保全の必要性について必ず解説している
- ・環境保全や環境の再生に関するプログラムがある
- ・ガイドや参加者の行動に関するルールやガイドラインを設定している
- ・ルートや移動手段において、環境負荷が少ない方法を選択している

c．地域内の連携や協力体制がとられているか

- ・地域の社会や文化への尊重をプログラム内で呼び掛けている
- ・プログラム内で、地域の歴史や文化に接する機会や解説がある
- ・地域住民や地元 NPO がプログラムやプログラムづくりに参加している
- ・地域住民に対して、事業者やプログラムに関する情報提供をしている
- ・地域住民と話し合う機会を設けている
- ・地域との連携のための組織や体制がある
- ・事業に必要な物品を積極的に地元から調達している
- ・収益の一部を地域社会に還元している
- ・地域社会に貢献する企業ボランティア活動を行っている

地域（自治体、公民館等自治組織、地域団体、地域 NPO 等）

a . エコツアー支援体制がとられているか

- ・地域内で優良なエコツアーが実施されている
- ・エコツアー実施への積極的な支援策や支援体制がある
- ・公的施設などのスペースを積極的に提供している
- ・地域住民や地元 NPO が積極的にプログラムづくりに参加している
- ・地域内のホスピタリティ改善のための施策がある
- ・自治体内で、エコツーリズムの担当部署や担当者が明確に決まっている
- ・地域の自然や文化を詳細に解説したパンフレットや冊子を作成している
- ・エコツーリズムを活用した地域イメージの発信に力を入れている

b . 地域での資源管理・保全が図られているか

- ・地域住民が環境保全や地域美化運動に積極的である
- ・地域の景観保護など、観光資源の保全・発展に関する施策を実施している
- ・地域の環境や景観保全のための条例やルール、ガイドラインを制定している
- ・地域の施設や交通機関において、環境負荷を軽減する施策を実施している
- ・地域住民への環境教育を実施している
- ・学校教育でも地域の自然や文化に関する教育に力を入れている

c . 持続のための仕組みが構築されているか

- ・事業者、地域住民、行政などの中でのエコツーリズムに関する連絡組織がある
- ・伝統文化の保護・育成に成功している
- ・地域の自然や文化に関する調査・研究体制がある
- ・農林水産業、食品業、工芸、伝統芸能等の育成策が成功している
- ・地域でのエコツーリズムに関する戦略を設定している
- ・自治体の長期計画等で、エコツーリズムの戦略が明確に位置づけられている

応募者を評価するにあたっては、これらの項目のいずれかの点について、ユニークかつ先進的な取り組みをしているものを評価する方法と、多くの点をバランス良く実現しているものを評価する方法の 2 通りが考えられる。

4) スケジュール --エコツーリズム大賞の選定プロセス

表彰式（エコツーリズム大会）を平成 17 年 3 月に実施すると仮定した選定プロセスは以下の通りである。

～7 月

0. 体制づくり

- 審査委員、事務局体制の構築
- 規定の決定、募集要項発行

8～10 月

1. 応募（大賞決定 6 ヶ月前～4 ヶ月前）

- 年初にその年の応募規定を公開する（審査委員から呼びかけも平行実施）
- ウェブサイト、紙により募集開始
- 3 月上旬に応募締め切り

11 月

2. 一次審査

- 審査委員会事務局が、応募時に提出されたデータをもとに、「一次審査」を実施
- 応募対象が審査対象となりうるかを判断し、該当しないものを取り除くことを目的とする

12 月

3. 二次審査

- 審査基準が示す様々な視点から検討を加えて、審査対象の質を判断し、優れているポイントを積極的に発見する
- 一部の応募については応募者からのヒアリングを行う
 - ▼ ヒアリングの実施は事業者の姿勢等を聞く際に必要
- これらの検討と情報収集を経て「エコツーリズム賞」対象を決定する

1-2 月

4. 大賞・特別賞審査会（対象決定 1 ヶ月前）

- 「エコツーリズム賞」の対象の中から、その年のベスト〇を選ぶことを目的として審査を行う

- 二次審査の段階で特別賞の候補とされた対象の中からよりすぐれたものを選ぶ。その際現地確認を行う
- 特別賞決定後、大賞を決定する

3 月

5．表彰式と記者会見

- 3 月に表彰式を実施し、受賞者によるプレゼンテーションを行う
- 記者会見をおこない、受賞対象を発表する
- 発表は Web サイト、広報誌、関連機関誌などで公表する

4 月

6．大賞記念ツアーの実施（任意）

- 受賞者は記念モニターツアーを実施する（受賞者主催）

5 月

7．公式記録（冊子）の発行（2 ヶ月後）

- 受賞対象をまとめた冊子を発行する

募集要項案

キャッチコピー（未定）

1. 募集内容

エコツーリズムに関する優良な取組を募集し、受賞対象を選定します。

例えば以下のようなものが挙げられます。

- エコツーリズムに関わる推進団体の設立
- 保全利用協定やガイドライン等のルール
- ガイド認定システム等の人材育成のしくみ
- 宿泊施設や交通機関などにおける環境への配慮
- エコツアー等の情報提供のしくみ
- エコツアーへの住民参加のしくみ
- 環境保全や地域振興への観光収益の還元システム
- エコツアーにおけるゴミ軽減、環境保全などの環境配慮のしくみ
- エコツーリズム全体の運営システム 等

2. 募集対象

優良な取組を実施している事業者または地域団体

3. 賞の内容

賞状、 ロゴマークの使用

4. 応募資格

- (1) 事業者（ランドオペレーター、宿泊施設、交通機関、主催旅行業者等）
- (2) NGO や NPO、観光協会等の地域団体、自治体などの組織・団体。

5. 応募期間

平成 16 年 8 月○日～10 月○日（締め切り日必着）

6. 応募点数

問いません。

7. 提出物

・ 応募に必要な提出物は以下の通りです。

- (1) エントリーシート（ フォームをダウンロード）

1)組織・団体について

名称、 設立年、 代表者名、 メンバー数、 活動主
旨、 活動場所、 活動内容

(2)とりくみ概要(フォームをダウンロード)

1)地域概要

資源の特徴(自然・文化・歴史等)

地域におけるエコツーリズムへの取組み

2)応募理由とする取組みの内容、アピールポイント

(3)地図(活動位置が分かるもの)

(4)取組を紹介する写真 5 ~ 10 点

(5)取組を紹介する資料(記事、パンフレット等)

8. 応募規定

- ・(1)エントリーシート、(2)とりくみ概要はフォームをダウンロードし、ワード形式で作成し、CD-ROM 1 枚に焼き付けてお送り下さい。
- ・(3)写真は、紙焼きまたはデジタルデータでお送り下さい。デジタルデータの場合は、上記の CD-ROM に焼き付けて下さい。紙焼きの場合はデジタル化は不要です。写真の裏側に提出者名を書き、そのままお送り下さい。
- ・提出物は返却いたしません。
- ・提出物の著作権は提出者に帰属しますが、使用权は大賞事務局ももつものとします。受賞対象を公表する場合がありますので、提出に当たっては写真等の公表許諾を得た上で応募ください。

9. 審査委員

- ・学識経験者
- ・旅行会社
- ・文筆家、芸術家
- ・NGO

10. 審査基準

- ・審査は次の視点で行います。
事業者(ツアー事業者、宿泊施設、観光施設、交通機関等)
 - a . 良質なプログラムが提供されているか
 - b . 資源管理・保全への努力が図られているか
 - c . 地域内の連携や協力体制がとられているか

地域団体（自治体、公民館等自治組織、地域団体、地域 NPO 等）

- a．エコツアー支援体制がとられているか
- b．地域での資源管理・保全が図られているか
- c．持続のための仕組みが構築されているか

11. 審査方法

- ・審査委員会により、一次審査（書類選考）と二次審査（ヒアリングや現地訪問を含む）により選定をおこないます。

12. 審査結果の通知

- ・審査結果は○月頃に○○○にて公表いたします。受賞対象者には○月頃、個別に連絡をいたします。

13. 応募問い合わせ先

14. 主催

- ・環境省

15. 共催

- ・日本エコツーリズム協会

16. 後援

- ・関係府省

17. 協力

エコツーリズム推進マニュアル

(エコツーリズム推進のための手引き書の作成)

(1) 基本的考え方

エコツーリズム推進に取り組む地域に向けて、推進の基本的な手法やポイントをまとめたツールの作成を通してエコツーリズム推進地域を支援する。

(2) 意義

- ・ エコツーリズム推進による効果と推進手法を幅広く知らせることによって、エコツーリズム推進地域が増加する。
- ・ エコツーリズム推進の基礎的なノウハウの提供によって、地域が独自に推進に取り組むことができる。

(3) 目標 (成果)

エコツーリズム推進のノウハウを取りまとめた図書を出版する。

(4) 成果物のイメージ

大分類	中分類	小分類
理論編	1．エコツーリズムについて (1) エコツーリズムとは	エコツーリズム推進に向けた基礎情報 ・ エコツーリズムとは ・ エコツーリズムの潮流 ・ 先進地の事例
	(2) エコツーリズム推進の意義	エコツーリズム推進の利点 ・ エコツーリズム推進による効果 ・ エコツーリズム推進の課題
方針決定編	2．プロジェクト実施の決定と体制作り (1) エコツーリズム実施への合意形成	エコツーリズム推進の目的 ・ 目標の設定 ・ 方針の設定
	(2) 資源状態の把握	資源管理のための詳細調査 ・ 構成する要素相互の関係把握 ・ 資源の動態の把握、変化の予測
	(3) 資源形成の履歴の把握	資源と生活や営みとの関係の解明

	(4) モニタリング調査 (5) フィージビリティの把握 (6) 地域の推進体制の構築	・ 資源形成の過程の把握 ・ 資源状態の維持と人為との関係の把握 モニタリング調査計画 ・ 調査項目の設定 ・ 調査方法の検討 自然環境インパクト調査 ・ 調査ポイントの設置 社会・経済的インパクト調査 ・ 経済分配のしくみ ・ 地域住民の関係性の变化 観光に関する現況調査の必要性和手法 ・ 自然、文化、歴史などの資源の現況 ・ 指定、法的担保の現況 ・ ニーズ（観光客・事業者） ・ 情報提供ツールの現況 ・ 人的資源の状況 ・ 経済的ニーズ 推進体制モデル ・ 推進体制概念図 ・ 地域コーディネーターの役割 ・ 各者の役割と求められる能力 ・ 地元行政の役割
計画論編	3 . 基本計画（ルール）の策定 (1) 基本方針の策定（基本構想） (2) 資源の保全と利用のルールづくり (3) ルールの共有	基本方針の策定方法 ・ 理念の考え方と例示 ・ 目標の考え方と例示 対象地域の土地及び資源の利活用及び保全の計画策定の考え方と手法 ・ 計画の必要性 ・ サイト計画の考え方 ・ 利用と制限の考え方 資源管理計画の考え方 ・ 資金調達の考え方 ・ 管理人材調達の考え方 ルールの策定と共有

		・ ルールの策定方法 ・ ルール遵守の対象者 ・ ルール違反への対応
	(4) 来訪者の啓蒙や教育に関する計画	エコツアー参加者への効用 ・ 子供たちへの教育効果の発揮方法 ・ 環境教育や自然保護に関する考え方の啓蒙方法 ・ 大量観光への対応方法
	(5) 地域内の共通理解の促進	住民参加の促進方法 ・ 住民参加の必要性
エコツアー編	4 . エコツアーの実践	
	(1) 地域観光資源の基礎調査	基礎調査の手法とまとめ方 ・ 基礎調査の視点 ・ 調査の基本設計 ・ 調査結果のまとめ方 ・ 専門調査のための参考学問領域
	(2) ガイドの育成	エコツアーガイドの役割 ・ ガイドの心構え ・ 必要となる専門能力 ・ 関連する学問領域の紹介
	(3) 解説素材の整理	解説素材の活用方法 ・ 素材が伝えるメッセージとは ・ メッセージを深めるための研究方法
	(4) 解説テクニックの開発	メッセージの伝え方 ・ 気づきや働きかけによる手法 ・ コミュニケーションの留意点 ・ 小道具類の使い方 ・ (参考事例の紹介)
	(5) プログラム・シナリオの開発	プログラムのシナリオ ・ プログラムのテーマとは ・ プログラムの基本的な構成
	(6) ツアー商品の造成	ツアー商品化に向けた留意点 ・ プログラムとツアー商品の違い ・ 主催旅行と手配旅行 ・ 移動、食事、休憩、宿泊などの考え方 ・ 地域素材の活かし方 (地産地消の考え方)

(7) 基礎的なマーケティング計画	マーケティング戦略の立案方法 ・ 旅行者動向に関する基礎情報 ・ ターゲットの分類と特性（ニーズ） ・ 年間商品計画
(8) 販売や販売促進に関する計画	販売方法の考え方 ・ 直接販売と間接販売 ・ 旅行業の役割 ・ 販売促進の方法 ・ 情報提供の方法
(9) 安全管理に関する計画	リスクマネジメントの考え方 ・ リスクの種類 ・ 安全管理の考え方 ・ 地域で事業を継続するための意識
(10) 事業収支に関する計画	事業収支計画の考え方 ・ 事業収支計画のモデルの提示
(11) 運営や販売体制に関する計画	販売組織と組織管理の考え方 ・ 地域の他事業者との連携 ・ ツアーオペレーターの役割 ・ 組織管理の基本的な考え方
(12) 事業実施・販売体制の確立	起業に向けた基礎情報 ・ 各種法人の特性 ・ 企業理念の重要性
(13) ツアーの実施	ツアー実施にむけた留意点 ツアー実施までのシミュレーション
(14) ツアーの評価	ツアーの品質管理 ・ 評価の必要性 ・ 評価の方法
(15) フィールド管理	フィールドの持続的な活用 ・ フィールド管理におけるガイドの役割 ・ 調査結果のフィードバック

資源管理編

5．資源の管理と形成

(1) 自然生態系の管理

資源としての自然生態系の維持、形成

- ・ 自然植生の管理
- ・ 動物相の管理
- ・ 種の密度管理

(2) 景観の管理

資源としての景観の維持、形成

- ・ 特徴的土地利用の管理
- ・ 伝統的な街並みの管理
- ・ 街並み景観の管理
- ・ 美化・清掃活動の実施

(3) その他資源の管理

地域における諸資源の維持、形成

- ・ 祭りなど地域イベントの維持、演出
- ・ 地域における特徴的な料理の維持、形成
- ・ 地域における特産品、土産物の維持、開発

(4) 財源、担い手の確保

資源管理のための財源、担い手の確保

- ・ 受益者負担の仕組みづくり
- ・ 事業者負担の仕組みづくり
- ・ 公的機関による補助

6．利用のための基盤整備

(1) 利用施設の整備

快適かつ低負荷な利用のための施設整備

- ・ ルート設定の考え方
- ・ 休憩施設等の設置、整備
- ・ 資源保護施設の整備
- ・ ユニバーサルデザイン

(2) 情報提供のための施設整備

地域情報の提供

- ・ 情報拠点の設置場所の検討と整備
- ・ セルフガイドのための説明施設整備

7．環境負荷軽減の実施

(1) ゴミ、尿尿の処理

地域、関連施設等でのゴミ問題への取り組み

- ・ ゴミの減量、処理
- ・ 生ゴミ等のリサイクル
- ・ 尿尿の処理システム

(2) 大気、水質の保全、浄化

地域、関連施設等の低公害化

- ・ 観光関連施設、事業の低公害型化

(3) 省エネ、新エネの促進

- ・ 低公害型交通機関の導入
- ・ 交通コントロール
- ・ 水質浄化システムの導入

地域、関連施設等でのエネルギー問題の取り組み

- ・ 観光関連施設での省エネ化
- ・ 自然エネルギーの導入

(4) リサイクル

地域における物質循環の仕組みづくり

- ・ バイオマス循環の仕組み

モデル事業

モデル事業の展開

(1) モデル地区選定のスケジュール

平成 16 年

3 月 15 日	募集開始 (4 月 16 日まで)
4 月 16 日	第 4 回幹事会にて、公募の経過報告
5 月 21 日	第 5 回幹事会にて、モデル地区の審査
6 月 2 日	第 3 回推進会議にて、モデル地区の決定・公表

(2) モデル事業開始からの標準的なスケジュール

事業内容	具体的な取り組み	16年度	17年度	18年度
推進体制の構築	・ エコツーリズム推進関連府省連絡会の設置と開催(国) ・ エコツーリズム推進支援機関の決定と業務委託(国) ・ エコツーリズム推進協議会の設置			
エコツーリズム キックオフ シンポジウムの開催	・ エコツーリズム キックオフ シンポジウム開催			
エコツーリズム推進地域オリエンテーション	・ エコツーリズム推進協議会メンバーなどが参加するオリエンテーションの開催(国)			
資源調査	・ 資源の発掘 ・ モニタリング調査 ・ モニタリング調査体制の構築		*	*
基本計画(ルール)の策定	・ 保全と利用のルールの策定 ・ エコツーリズム推進のための具体的な方法の検討			*
ルールの共有	・ ワークショップの開催やパンフレット作成などによる地元住民の情報共有化			*
プログラムの開発	・ モデルプログラムの開発 ・ モデルエコツアー商品の開発 ・ モニターツアーの実施			*
人材活用と育成	・ ガイド向けのセミナー開催			*
プログラムの販売促進	・ エコツアーの実施 ・ プログラムの販売促進			

(国) 国の取り組み、*フィードバック

(3) エコツーリズム推進関係府省連絡会の設置

(1) 趣旨

エコツーリズム推進会議においてとりまとめられた推進方策のうち、モデル事業を実施するにあたり、関係府省が連携して関係地方公共団体が実施するエコツーリズム推進事業を支援することを目的に「エコツーリズム推進関連府省連絡会」(以下「連絡会」という)を設置する。

(2) 支援事項

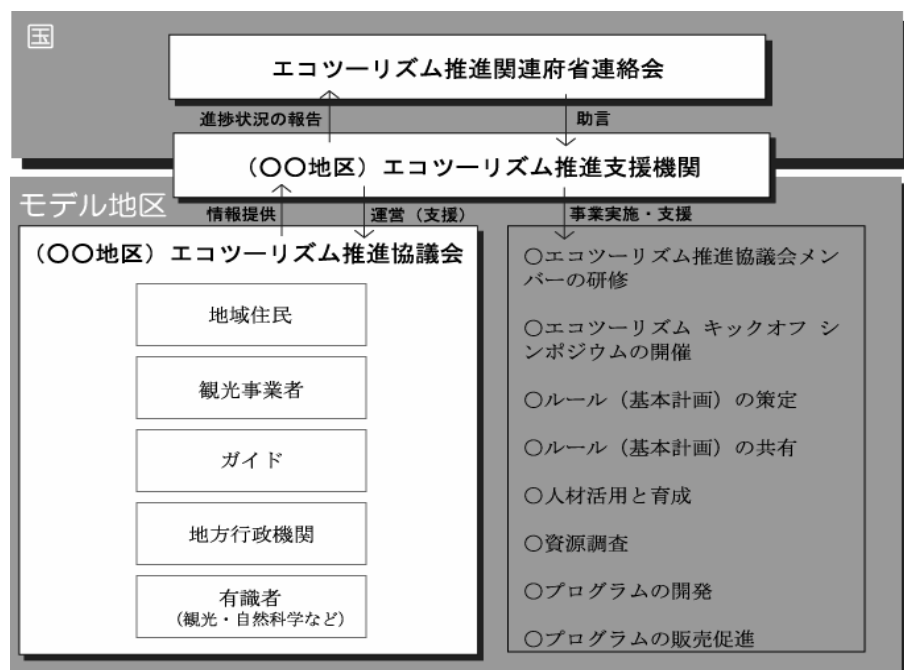
エコツーリズム推進支援機関及び関係地方公共団体等への助言・指導
その他

(3) 構成機関及び幹事

本連絡会の構成機関は、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省とし、幹事を環境省とする。

(4) 施行

本連絡会は、平成 16 年 6 月 2 日(第 3 回エコツーリズム推進会議開催日)より施行する。



モデル事業の具体的な取り組みイメージ

(1) エコツーリズムキックオフシンポジウム

(1) 開催目的

エコツーリズム推進のためには地元住民も含めたあらゆる人材が連携することが必要であり、地域全体で情報や意志を共有することが望まれる。そこで、モデル事業開始にあたり各モデル地区においてキックオフシンポジウムを開催し、モデル地区内のエコツーリズムに対する理解と関心を高めることを目的とする。

(2) 開催概要のイメージ

エコツーリズムについての講演会の開催

エコツーリズム推進に携わる有識者や実践者に講演を依頼し、エコツーリズムに対する地元住民の関心を高める。

講演（案）

- 1 . エコツーリズムの分野で活躍する著名人による講演を行う。講演者は各モデル地区の性質（類型や推進課題などを考慮）に配慮し、エコツーリズム推進会議・幹事会委員のメンバーなどから選出する。
- 2 . エコツーリズムの国内外での取り組み事例を紹介する。内容はこれまでにエコツーリズム推進会議資料にて公開された事例を中心にとりまとめ、全モデル地区共通の資料をもとに発表する。

地元住民参加のエコツアー実施

地域の魅力やエコツアーへの理解を深めるため、地元住民参加のエコツアーを実施する。また、エコツアー終了後は参加者と意見交換を行い、観光客に対するエコツアーの実施のための改善点や自然利用のルールについて話し合う。エコツアーの例はとおりである。

実施（案）

- 1 . モデル地区内でエコツアーを実施する。

エコツアー（例）

- ・ 地元ボランティアとともに川の清掃活動を行い、川の生態について学ぶ。
- ・ 伝統工芸に携わる職人の指導でものづくり体験をする。
- ・ ガイドの案内で自然散策をする。
- ・ 昆虫や植物観察をして、身近な自然について知る。
- ・ 地元食材を利用した地域の食文化を体験する。

2. アンケートや意見交換会を実施し、エコツアーへのアイデアや改善点、観光客に守って欲しいルールなどについて意見を出し合う。

議題（例）

- ・ 季節に応じたプログラムについて
- ・ エコツアー実施におけるルールについて
- ・ プログラムの魅力を高めるための工夫について
- ・ 観光客に何をアピールするか

開催結果の公開

市民・県民便り掲載やニュースレターの発行などでシンポジウム結果を公開し、シンポジウム参加者に限らずより多く地元住民との情報共有をはかる。さらに、エコツーリズム推進協議会メンバー研修会やエコツーリズム推進府省連絡会においても、開催結果の報告を行う。

（３）開催時期

平成 16 年 7 月から 8 月にかけて開催、開催日程は 1 ～ 2 日程度とする。

（２）エコツーリズム推進地域オリエンテーション

（エコツーリズム推進地域セミナー）

（１）目的

各モデル地区において、中心となってエコツーリズム推進に取り組む人（地域コーディネーター）が、

- ・ エコツーリズムに関する基礎情報を習得する
- ・ 優良なエコツアーを体感する
- ・ エコツーリズム推進関連府省連絡会メンバーと情報交換を行う
- ・ 他のモデル地区担当者との情報交換を行い、人的ネットワークを作ることを目指すものとする。

（２）参加者

受講者

- ・ 各モデル地区のエコツーリズム推進協議会メンバー（各地区 3 名程度）
- ・ 各モデル地区のエコツーリズム推進支援機関（各地区担当）
- ・ 地域のエコツーリズム推進に実践的に関わる機関（モデル地区以外の受講希望者）

アドバイザー

- ・ エコツーリズム推進関係府省連絡会メンバー

- ・ 有識者（エコツーリズム推進会議・幹事会委員など）

（３）開催日程

平成 16 年 9 月～10 月に実施する。日程は 3～4 日間程度とする。

（４）開催場所

研修会の開催場所は、体験のための優れたエコツアーが実施できること、他地区からのアクセスが比較的容易であること、会議場の準備が可能であること、等を考慮した上で、8 つのモデル地区の中から 1 地区を選定する。

（５）研修内容（素案）

1 日 目	13:00	開会式	
	13:30	体験-1 アイスブレイキング	人的交流の効果を高めるために、自己紹介を兼ねた室内プログラムを体験する。
	15:00	講義-1 エコツーリズムの概要	エコツーリズムの概念や基本的な考え方に関する情報を習得する。
	16:30	ディスカッション-1 分科会 （モデル地区 3 類型別）	各モデル地区におけるエコツーリズムへの取り組み状況と課題を参加者が報告し、それに基づいた意見交換を行う。
2 日 目	9:00	体験-2 エコツアーへの参加	開催地で日頃実施されているエコツアープログラムを体験する。
	13:00	講義-2 エコツーリズムの進め方	エコツーリズム推進マニュアルに基づいてエコツーリズムへの取り組み方法の一般的な考え方を習得する。
	15:00	ディスカッション-2 分科会 （モデル地区 3 類型別）	各モデル地区におけるエコツーリズムへの取り組み状況と課題を参加者が報告し、それに基づいた意見交換を行う。
	20:00	体験-3 エコツアーへの参加 （夜間プログラム）	開催地で日頃実施されている屋外での夜間プログラム、または室内プログラムを体験する。
3 日 目	9:00	体験-4 エコツアーへの参加	開催地で日頃実施されているエコツアープログラムを体験する。
	13:00	講義-3 研修内容のとりまとめ	研修会参加者からの報告（研修の感想など）をもとにして、研修の成果を確認する。
	15:00	解散	

（６）参加費用

無料とする。但し、現地までの交通費および滞在にかかる費用は参加者負担とする。

(3) 基本計画 (ルール等) の策定

(1) 基本計画に含まれる項目

資源の保全と利用のルールや、エコツーリズムを推進する上での拠り所となる考え方などをとりまとめた基本計画を策定する。計画の項目は各地区の状況により異なると思われるが、次のような項目が含まれるものと想定される。

- ・ 基本方針の策定 (基本構想)
- ・ 資源の保全と利用のルールづくり (土地利用、ガイド制度、資金調達などに関するもの)
- ・ ルールの共有
- ・ 来訪者の啓蒙や教育に関する計画
- ・ 地域内の共通理解の促進 など

(2) 保全と利用に関する取り決めの例

(「エコツーリズムの取り組み状況」

*各都道府県の自然とのふれあい主管課長に対して平成 16 年 1 ~ 2 月実施)

事業者に対して具体的な利用方法を取り決めた例

名称	策定期間	策定者	概要
仲間川地区保全利用協定	平成 16 年 2 月	カヌーや遊覧船事業を営む業者	沖縄県のエコツーリズムガイドラインに基づき、地域に即したガイドラインを制定したもの。仲間川のマングローブ保護のため、航行速度や、運航数が取り決められている。
小笠原諸島における適正な利用のルールに関する協定	平成 14 年 9 月	東京都・小笠原村	適正な利用ルールとして、共通ルールと「南島」と「母島石門一帯」の個別ルールを設定。1 日あたりの最大利用者数やガイド 1 人あたりが担当する利用者数の上限を取り決めている。 平成 16 年 1 月から同主旨の協定を御蔵島村でも実施。(「御蔵島における自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定」)

利用者に対して方針や考え方を示したもの

名称	策定期間	策定者	概要
世界遺産白神山地憲章	平成 13 年 10 月	青森県・ 秋田県	青森、秋田両県にまたがる世界遺産の白神山地エリアの自然保護を目指した憲章。 ー 白神山地を中心にした自然界には、森・川・海で多様な生命の環(わ)が拡(ひろ)がっています。ここから発信される自然の不思議さに耳を傾けましょう。 ー 白神山地を見つめ、ブナ天然林の静けさに浸り、私たちの新しい体験を充(み)たす感動を味わい、自分自身を深く考えるチャンスにしましょう。 ー 白神山地は天然の博物館です。尊い遺産が伝えられたことに感謝し、一人ひとりがルールを守り、ブナ天然林の美しさを残すため、ベストを尽くしましょう。
紀伊参詣道ルール(仮称)	平成 16 年 度(予定)	世界遺産 登録推進 3 県協議 会	世界遺産登録をめざす「紀伊山地の霊場と参詣道」を訪れる人に守ってもらうルールを一般より募集。ゴミ対策、景観保全、あいさつ奨励などに関するルール案が寄せられた。

参考資料１．エコツーリズムの取り組み状況

１．関係府省の支援

（１）内閣府

沖縄振興特別措置法に基づく、環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進

- ・ 沖縄振興計画

観光振興施策として、「沖縄の豊かな自然を生かしたエコツーリズムの促進」を明記

- ・ 沖縄県観光振興計画

環境保全型自然体験活動を今後の観光振興施策の柱として推進

- ・ 保全利用協定締結の推進

ガイドライン、保全利用協定手引書の作成、モデル地域別実施調査等。15年度内にやんばる地域及び西表島地域の保全利用協定手引書策定、保全利用協定締結、知事による認定を予定

- ・ エコツーリズム推進会議の設立（全県的な推進機関の設立）

- ・ エコツーリズムガイド養成

（２）総務省

地域文化振興対策

【ソフト事業】

- ・ 文化振興の推進（芸術文化関係の広報や関係職員の研修）
- ・ 地域文化活動・文化交流の活性化（芸術文化関係のシンポジウムや懇談会の開催等）
- ・ 芸術鑑賞の奨励（鑑賞者のための講座やワークショップ等の実施）
- ・ 創作活動の奨励（芸術文化団体等の活動費に対する助成や芸術祭、舞台芸術、芸術文学等の巡回事業など、芸術文化事業を開催する団体等への助成）
- ・ 地域文化財・歴史遺産の保存・活用（保存のための行動計画、収集・記録・保存のための人材確保、伝統芸能等に必要な道具・衣装の修理・新調の支援、保存活動に対する助成、保存・継承活動の発表の場）

【ハード事業】

- ・ 地方指定文化財等や歴史的建造物・街並みの保存、修復及び周辺整備などの地方単独事業

国土保全対策

【ソフト事業】

- ・ 地方公共団体が総合的に国土保全対策を推進する経費に対し、普通交付税措置を講じる。
- ・ 上下流の地方公共団体の話し合いに基づき、水資源維持等のため下流団体が行う負担、分収林契約等に要する経費に対し、特別交付税措置を講じる。

【ハード事業】

- ・ 森林の保全整備、小規模な農地の整備、景観保全施設の整備などの地方単独事業

(3) 文部科学省

世界文化遺産の登録推薦

史跡名勝天然記念物の整備・活用

文化的景観の保護に関する調査研究

省庁連携子ども体験型環境学習推進事業

省庁連携による子どもの体験活動の場の整備

(4) 農林水産省

グリーン・ツーリズムの推進（制度措置）

- ・ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律
- ・ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律
- ・ 市民農園整備促進法

新たなライフスタイルの実現に向けた都市と農村の共生・対流の推進

- ・ 新グリーン・ツーリズム総合推進対策
- ・ 美しいふるさと・国づくり推進事業
- ・ 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業
- ・ 中山間地域等青年協力隊活動促進事業
- ・ 都市農業支援総合対策事業
- ・ 知恵を活かす地域づくり・人づくり支援事業
- ・ 新山村振興等農林漁業特別対策事業

農村景観の保全・再生、親水空間の整備

- ・ 振興総合整備事業
- ・ 田園空間整備事業
- ・ 里地棚田保全整備事業
- ・ 地域用水環境整備事業

都市と山村の共生・対流の推進

- ・ 森林の多様な利用総合対策

- ・ 山村コミュニティ活性化モデル事業
- ・ むらづくり維新森林・山村・都市共生事業
- 都市と漁村の共生・対流の推進
- ・ 漁村コミュニティ支援事業
- ・ 都市漁村交流促進事業
- ・ 新漁村コミュニティ基盤整備事業
- ・ 海洋性レクリエーション活動円滑化対策事業
- ・ 内水面環境活用総合対策事業

その他

都市と農山漁村の双方の生活や文化を享受できるライフスタイルの実現を目指す「都市と農山漁村の共生・対流の推進」については、関係 7 省が連携して取り組み。また、民間の運動 主体として、本年 6 月に「都市と農山漁村の共生・対流推進会議（通称：オーライ！ニッポン 会議、代表：養老孟司東京大学名誉教授）」を設置。

（５）国土交通省

離島体験滞在交流促進事業

- ・ 自然体験ツアー、伝統工芸体験事業等の実施
- ・ エコツアーガイド養成講座、模擬エコツアーの実施、エコツアーガイドブックの作成等
- ・ バードウォッチング、シーカヤッキング等の離島体験プログラムの作成及びプログラム実施のためのガイド養成

離島ツアー交流推進支援事業

インタープリテーションプログラム（自然ガイド）による観光振興事業

- ・ 魅力的な自然ガイドの育成のためのテキスト作成
- ・ 自然ガイド養成セミナーの実施、自然ガイド事業化のための経営マニュアルの作成、経営セミナーの実施
- ・ 安心、安全な自然ガイドツアー普及のための方策、並びに貴重な自然資源の持続可能な観光利用のあり方に関する検討

リゾート地域チャレンジプログラム支援事業

- ・ エコ・リゾート推進フォーラムの開催、インストラクターの養成、モニターツアーの実施等

「観光カリスマ百選」選定事業（内閣府・農林水産省との共同事業）

自然ガイド事業推進調査に対する補助

環境教育を通じた地域間交流の拠点となる都市公園整備

- ・ 自然観察や環境学習の拠点となる施設の整備、環境学習プログラムの提

供等による、都市住民の自然とのふれあいの場、地域間の交流の場となる都市公園の整備

海の資源を活用した漁村地域余暇活動に関する調査(ブルー・ツーリズムの推進、水産庁との協同調査)

(6) 環境省

エコツーリズム推進に関する事業

- ・ (平成元年) 利用のあり方検討小委員会報告の望ましい自然公園の利用の実現のために講ずべき施策として、「例えば野生生物の観察のためのガイド付きツアーのような、より自然との接触度の高い利用の推進を図る。今後はこのような利用が主要な利用形態となり得るよう、ソフト面の充実を図る必要がある。」と報告。
- ・ (平成2～4年度) 自然公園における野生生物の観察のためのガイド付きツアーのような自然体験型利用のあり方について、知床、立山などをモデルとして検討。
- ・ (平成5～14年度) 沖縄県西表島をケーススタディとして、エコツーリズムの導入に向けた調査・検討を実施。
- ・ (平成15年度～) 国立公園等における環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)推進を目的として、福島県裏磐梯地区及び鹿児島県屋久島地区を対象にモデル事業を開始。

2．各地での取り組み例

(1) 振興計画等で明記

- 青森県文化観光基本計画（平成 11 年）
「豊かな自然資源の保全と活用」と「自然・文化に触れる環境の整備」を主要施策に掲げている。
- 山形県新観光振興計画（平成 8 年）
環境に対する意識の高まりを社会的変化としてとらえ、自然環境の豊かさや季節のあざやかさの魅力を発信するとともに美しい県土景観の保全想像についても言及している。
- 新世紀とちぎ観光振興計画（平成 14 年）
「地域の特性を活かした魅力ある観光地づくり」のために「観光資源の充実と活用」が挙げられており、その中で「自然資源の保全と活用」をする施策として今後取り組むことが望まれる項目に「エコツーリズムの推進」がある。
- うるおい新潟観光プラン（平成 9 年）
観光振興に向けての課題の中に環境との調和や自然満喫空間の創出等が位置づけられている。
- 奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想（静岡県、平成 10 年）
奥大井・南アルプスの自然環境の保全と活用により、大井川・安倍川流域全体の活性化を図る。
- 奈良県観光振興行動計画（平成 11 年度）
エコツーリズムの定着に努める旨を明記。
- 長崎県長期総合計画（平成 12 年）
地域資源を活かしたエコツーリズムの事業の推進を図る。

(2) 保全と利用のルール策定

- 仲間川地区保全利用協定
- 小笠原諸島における適正な利用のルールに関する協定
- 小笠原ホエールウォッチング協会自主ルール
- 御蔵島における自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定
- 青木ヶ原樹海自然体験活動ガイドライン
- 世界遺産白神山地憲章

(3) シンポジウム等の開催

- 長野県アウトドア・ビジネス・シンポジウム
参加者は県内の観光協会関係者、ペンション経営者、エコツーリズム事業者、

行政関係者など。パネルディスカッション、アウトドア関係者交流会などを実施。

- 福井型エコ・グリーンツーリズムシンポジウム（福井県）
福井型エコ・グリーンツーリズムを推進、普及するため農林産業、観光に携わる人を対象に実施。170 名参加。
- 全国エコツーリズム大会
平成 15 年は熊本県阿蘇にて開催。「地球環境づくりとエコツーリズム」をテーマとした基調講演、シンポジウム、交流会が行われた。
- 奥大井・南アルプスフェア 2002（静岡県）
「ニュージーランドのエコツーリズムと奥大井・南アルプスの可能性」をテーマとして開催。

（４）エコツアーの実施

モデルツアーの実施

- 奥大井・南アルプスモデルエコツアー（静岡県）
県、市町村、民間企業等で構成する構想推進会議協議会において、モデル的にエコツアーを実施（計 8 回）
イベントとして実施
- 熊野古道ウォーク及び魅力体験ツアー実施（三重県）
熊野古道の世界遺産登録推進を目的に、熊野古道ウォーク、巨木ツアーなどを開催。
- 棚田ふれあい探訪ツアー（熊本県）
棚田地域住民が中心となり、棚田散策や農作業体験、郷土料理づくり体験等を通して都市住民との交流を図るもの。

環境教育の視点より実施

- こどもエコセミナー（熊本県）
熊本県下の小学校 5 年生が水俣市を訪問し、水俣病や水俣・芦北地域の環境再生への取り組みについて体験学習を行う。
- 鳥取県自然体験ファーム事業
自然体験で子どもの情操教育を考える事業。シーカヤックアドベンチャーツアーやスノーキャンプなどを実施。

地元住民を対象として実施

- 身近な自然を体験する県民デー（三重県）
参加者が楽しみながら自然に触れることを通じて、水源の涵養や浄化等の自然が果たす環境保全機能を学び、毎日の生活が自然に与える影響について考え、豊かな森林と水を大切にすることを育むため、県内の森林・山地・海を環境保全

活動の場として活動しているグループと協働で開催。平成 15 年度は 3,129 名参加。

博物館等が実施

- 自然博物館が実施する自然観察会、フィールドガイド（茨城県）

自然観察会は「春植物・カタクリを見ませんか」「鳥の古巣をさがそう」「河口干潟のカニを見てみよう」などのテーマで定期的開催。

- 博物館が実施するツアー（千葉県）

県立大利根博物館：海岸生物の観察と標本作り、冬鳥の観察など

県立安房博物館：体験地引き網、海ホタル発光観察会など

旅行会社と連携して実施

- 旅行会社と提携したツアー商品の販売と実施（山形県）

（５）資源調査の実施

- 小笠原諸島における自然保護と観光に関する調査（東京都）

- 都市農山漁村交流地域資源調査（富山県）

地域資源（景観、自然資源、農林漁業資源、歴史・文化資源、人的資源）を既存の資料等を参考に調査・収集・整理し、地域資源の保全や都市農山漁村の利活用について検討。

（６）環境整備（利用のための整備）の実施

- 利用集中特定山岳地域登山歩道整備事業（富山県）

集中利用される山及びその周辺地域において、登山道や環境配慮型公衆トイレの整備。荒廃した植生の復元工事を実施。

- ウォーキングコースの設定（茨城県）

指導標および案内板の設置。

- 自然環境保全修復事業など（福島県）

磐梯朝日国立公園裏磐梯地域について、自然公園核心地域総合整備事業により、自然環境保全修復事業、自然体験フィールド整備、利用拠点整備、利用誘導拠点整備等を実施。

- 南島における植生回復事業（東京都）

- 里地棚田保全活動整備事業（佐賀県）

遊歩道整備や休憩所などの整備

（７）エコ商品の開発や支援

- 宮城県廃棄物再生資源利用製品認定制度

廃棄物の有効活用とリサイクル産業の育成を推進することを目的に、廃棄物再生利用製品の認定を実施。

○ 岡山県エコ製品の認定制度

循環型社会の形成に資する製品「岡山県エコ製品」を認定する制度を創設し、平成 14 年から募集を開始。県は認定した岡山県エコ製品を優先して使用するよう努めるほか、県民や事業者に対して幅広く利用をよびかける。